破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９０８号
仙台市太白区東大野田21番40号、従前の住所仙台市太白区郡山６丁目１番18号
破産者　大友　　弘
１　決定年月日　平成26年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２７号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目３番38―504号、前住所大阪府柏原市大県３丁目13番57号マノハイツ201号
破産者　山本　紀子（旧姓藤本）
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５４８号
大阪市天王寺区国分町12番９―407号、開始決定時の住所堺市堺区神明町東３丁２番25号
破産者　廣田　弘一
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
奈良県磯城郡田原本町大字大安寺116番地の４
破産者　岡田　誠司
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
和歌山県御坊市湯川町富安1611番地
破産者　丸一商店こと　玉井　秀幸
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第１９４号
広島県東広島市志和町志和堀3290番地
破産者　中川　　充
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９５号
広島県東広島市志和町志和堀3290番地
破産者　中川　瑞樹
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８６号
広島市安佐南区緑井７丁目15番22号
破産者　瀬川　信也
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２号
青森県八戸市大字湊町字新井田道27番地１
破産者　山口　サイ
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
神奈川県平塚市御殿１丁目25番20号　佐藤マンション302号、前住所神奈川県平塚市東中原１丁目２番２―３号
破産者　野田　倫世
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３８８号
新潟市東区東中島４丁目７番24号、前住所新潟市東区東中野山１丁目19番３号
破産者　五十嵐　学
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
岐阜県大垣市緑園67番地１　緑園サンコーポ５Ｆ
破産者　房野　輝雄
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
大津市和邇今宿156番地の８、開始決定時の住所大津市和邇今宿589番地
破産者　米田　吉孝
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５０号
京都市下京区黒門通高辻下る杉蛭子町660番地402号、開始決定時の住所京都市下京区大宮通花屋町下る大宮２丁目581番地
破産者　北原　雅文
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
京都市下京区黒門通高辻下る杉蛭子町660番地402号、開始決定時の住所京都市下京区大宮通花屋町下る大宮２丁目581番地
破産者　北原　幸一
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７７号
京都市左京区一乗寺払殿町12番地３　エビスビル３階303号室、住民票上の住所京都市上京区今出川通寺町東入大宮町312番地　アルモード御所東202号
破産者　伊藤　彰浩
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係